

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

金融庁長官 井藤 英樹

令和7年4月23日に受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求を受けた行政文書の名称等
- 第217回国会に提出された下記法律案に係る内閣法制局の審査事務（内閣法制局設置法第3条第1号）に関連して作成された行政文書のうち（省庁により名称は異なるが、概ね、内閣法制局説明資料・逐条説明などと呼称される）法案の条文又は論点に対応した解説・説明が記載された行政文書。
- ②資金決済に関する法律の一部を改正する法律案
- ③信託業法の一部を改正する法律案

2 開示決定を行う行政文書の名称等

行政文書の名称	種類	量			
		計	白黒	カラー	全部不開示
資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 逐条解説	A4	153	150	3	0
	A3	2	0	2	0
信託業法の一部を改正する法律案 逐条解説	A4	33	11	22	0
合計		188	161	27	0

（注）上記「行政文書の名称」については、「1 開示請求を受けた行政文書の名称等」の内容に関連する行政文書に限る。

3 不開示とした部分とその理由

行政文書の名称	不開示とした部分	根拠条項	不開示とした理由
-	-	-	

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、金融庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は同法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。